

西宮市再犯防止推進計画



目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象者等	3
5. 計画の基本方針	4
第 2 章 再犯防止を取巻く状況	5
1. 犯罪及び再犯の状況 (全国)	6
2. 犯罪及び再犯の状況 (兵庫県・本市)	11
国や民間協力者による取組事例① (西宮市更生保護ボランティア団体)	19
第 3 章 再犯防止推進の施策 本市の主な取組	23
1. 就労の確保のための取組	24
国や民間協力者による取組事例② (神戸保護観察所)	27
2. 住居の確保のための取組	28
国や民間協力者による取組事例③ (法務省大阪矯正管区)	30
3. 保健医療・福祉サービスの利用促進	31
国や民間協力者による取組事例④ (西宮市民生委員・児童委員会)	35
4. 非行の防止と修学支援	36
国や民間協力者による取組事例⑤ (西宮市青少年愛護協議会)	38
5. 国・県・民間団体等との連携強化と広報・啓発の推進	39
第 4 章 計画の推進体制	41
1. 推進体制および進行管理	42
資料編	43
1. 計画の策定経過	44
2. 西宮市再犯防止推進計画策定委員会委員	45
3. 市政モニター調査の結果 (一部抜粋)	46
4. 再犯の防止等の推進に関する法律 (一部抜粋)	50
5. 用語解説	53

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象者等
5. 計画の基本方針

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯認知件数は平成14（2002）年にピークを迎ましたが、その後、年々減少しており、平成28（2016）年は戦後最少となりました。その一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18（2006）年をピークとして、その後はわずかに減少状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員中に占める再犯者数の割合（再犯者率）は上昇し続け、平成28（2016）年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47（1972）年以降最も高い48.7%となっています。このことから、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要であると認識されました。

平成28（2016）年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地域の状況に応じた施策を講じることが地方公共団体の責務と明記されました。また、再犯防止推進法では、「地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや「都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努める」ことが明示されています。これらを受け、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、平成29（2017）年12月に国の「再犯防止推進計画」が策定され、平成31（2019）年3月には兵庫県の「（第5期）地域安全まちづくり推進計画」が策定されました。

なお、平成27（2015）年9月に開催された国連サミットにおいて設定された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）で、日本政府が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」においても、「平和と安全・安心社会の実現」が優先課題の1つとされており、優先課題に対する取り組みをとりまとめた「SDGsアクションプラン2019」の中でも「犯罪や非行をした者の再犯防止」が掲げられています。

本市においても犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現のために再犯防止を進めていくことが重要であるとの認識のもと、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することによる市民の犯罪被害の防止を目的とする「西宮市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、本市の第5次総合計画及び地域福祉計画などの関連計画との整合及び連携を図るものとします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

4. 計画の対象者等

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者をいい、矯正施設を退所した者だけでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者、裁判所で刑の執行を猶予された者、保護観察に付された者等も含みます。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

5. 計画の基本方針

再犯防止推進法第3条の規定を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、必要な支援を切れ目なく実施することにより再犯の防止につなげます。

再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行ないます。

犯罪等の実情を踏まえ、社会情勢等に応じた施策を実施します。

また、それらの取り組みを広報すること等により、広く市民の关心と理解を醸成します。

第2章 再犯防止を取巻く状況

1. 犯罪及び再犯の状況（全国）
2. 犯罪及び再犯の状況（兵庫県・本市）

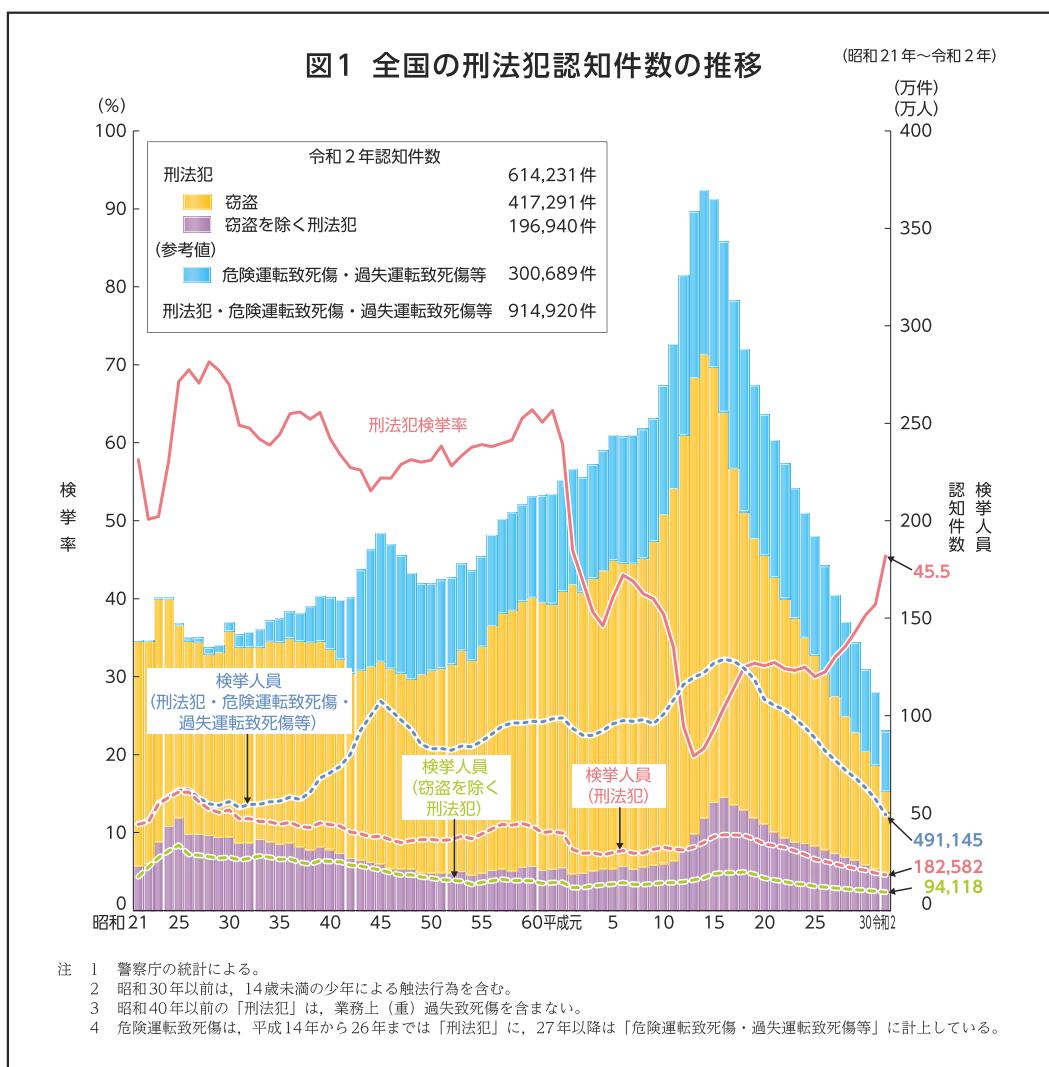
第2章 再犯防止を取巻く状況

1. 犯罪及び再犯の状況（全国）

（1）全国の刑法犯認知件数・検挙人員の状況

全国の刑法犯認知件数の総数は、平成14（2002）年にピーク（285万4,061件）を迎えたが、平成15（2003）年以降年々減少しており、令和2（2020）年も戦後最少（61万4,231件）を更新しました。また、この年は前年比で17.9%減少（件数で13万4,328件減少）しており、その減少幅は例年より大きくなっています。

また、刑法犯の検挙人員は、平成13（2001）年から増え続けて、平成16（2004）年にはピークを迎え（38万9,297人）、平成17（2005）年から年々減少となり、令和2（2020）年には18万2,582人でした。（図1）



出典：令和3年版犯罪白書

(2) 全国の刑法犯検挙人員の再犯者人員・再犯者率の推移

刑法犯により検挙された者で全国の再犯者(前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。)の人員は、平成8(1996)年(8万1,776人)を境に増加し続けていましたが、平成18(2006)年(14万9,164人)をピークとして、その後は少しずつ減少傾向にあり、令和2(2020)年(8万9,667人)は平成18(2006)年と比べて39.9%の減でした。

しかし、初犯者の人員も平成12(2000)年(20万5,645人)を境に増加し続けていましたが、平成16(2004)年(25万30人)をピークとして、その後は減少し続けており、令和2(2020)年(9万2,915人)は平成16(2004)年と比べて62.8%の減でした。

そのため、再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は平成9(1997)年以降上昇し続け、令和元(2019)年にわずかに低下しましたが令和2(2020)年は49.1%でした。(図2)

図2 全国における刑法犯検挙人員・再犯者率の推移

(平成15年～令和2年)

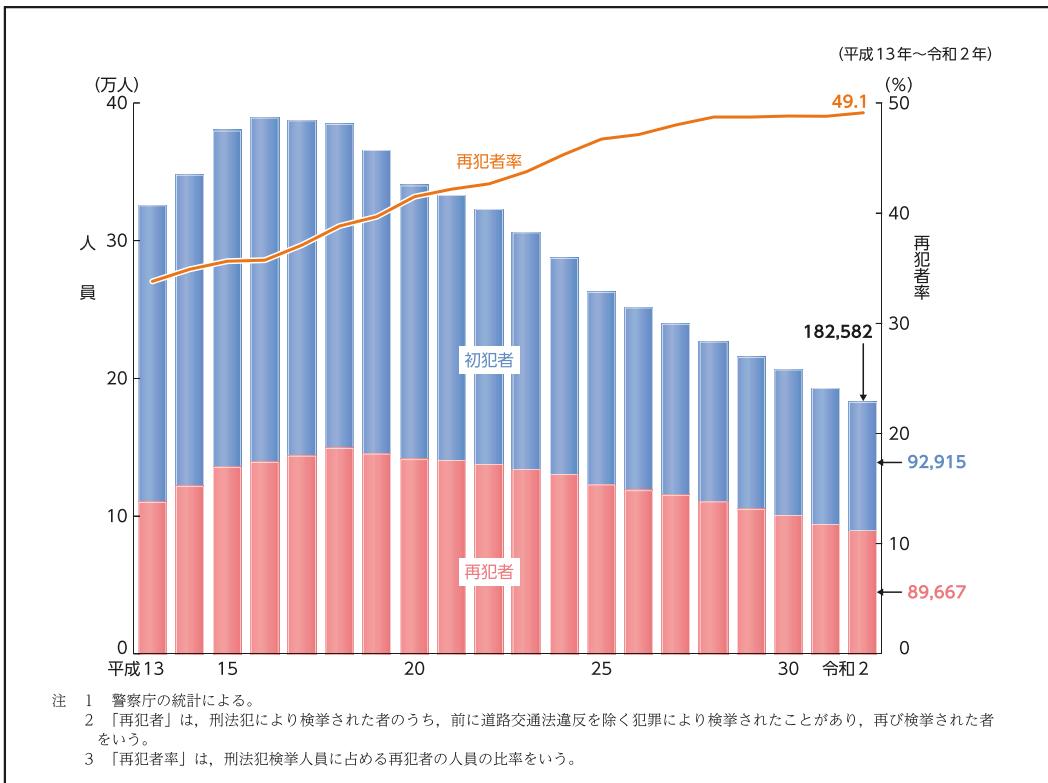
年 次	刑法犯検挙者数	再犯者率	
		再犯者数	再犯者率
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

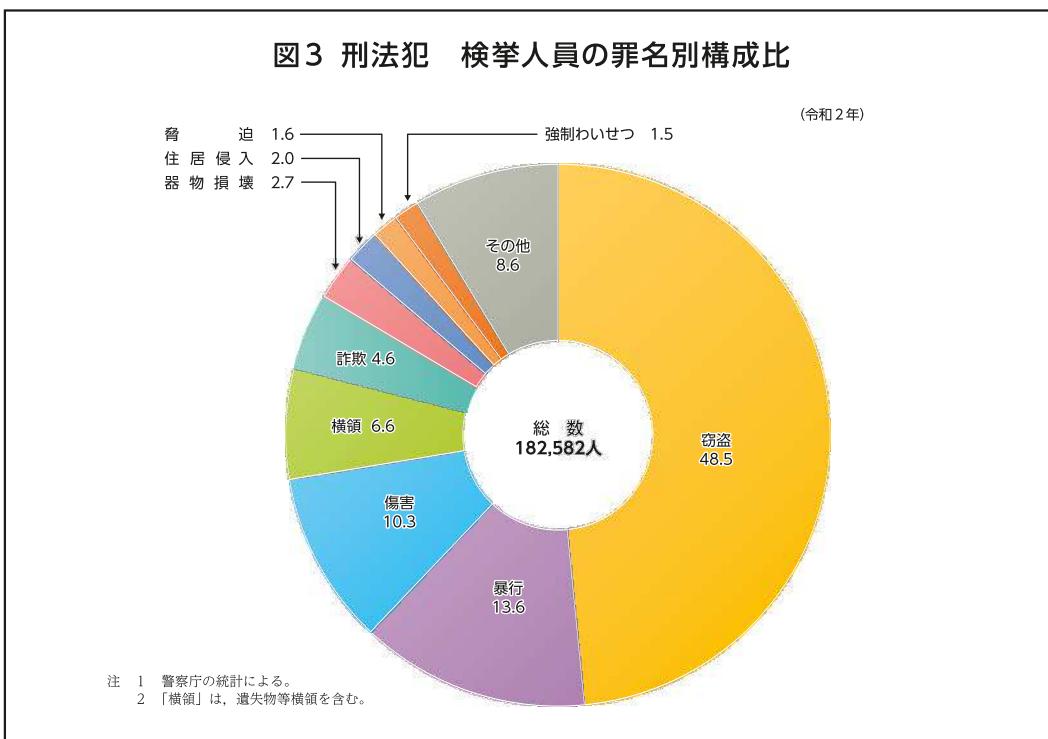
出典：令和3年版再犯防止推進白書



出典：令和3年版再犯防止推進白書

(3) 全国における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比について

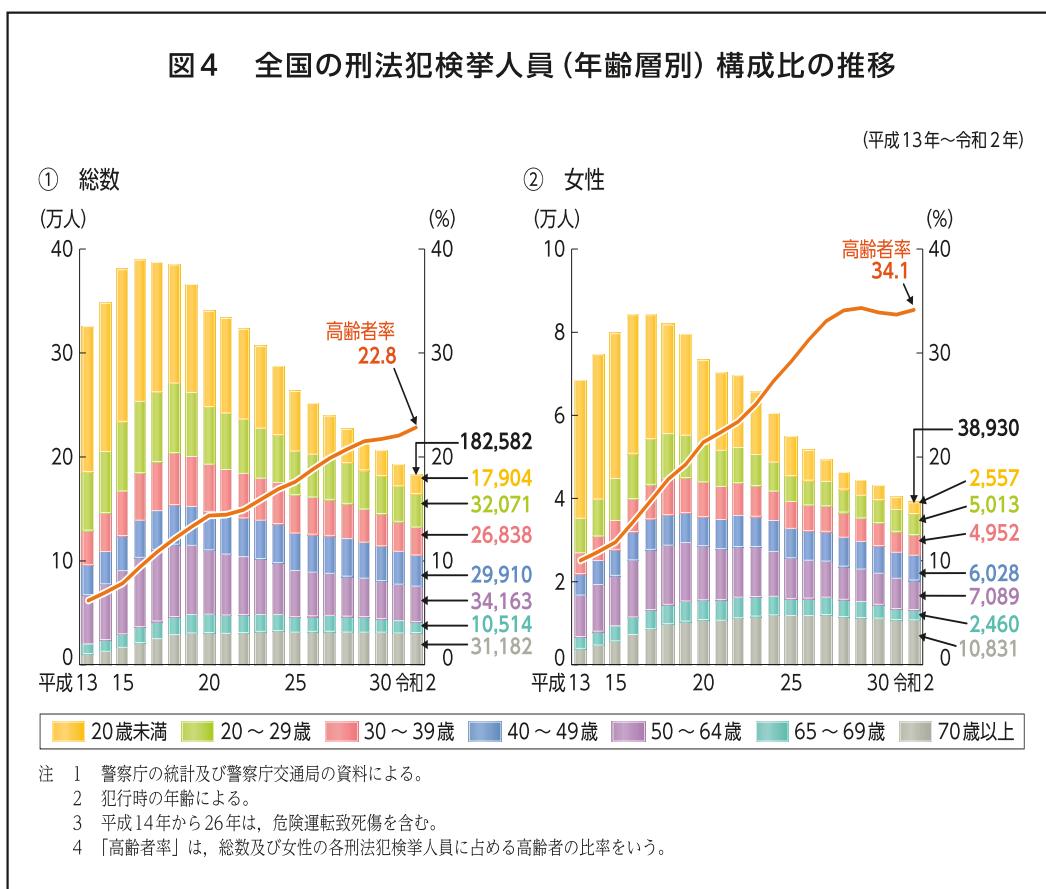
令和2(2020)年の刑法犯検挙人員の罪名別構成比は、図3のとおりで、窃盗、暴行、傷害の順に多く、この3つだけで72.4%を占めています。



出典：令和3年版犯罪白書

(4) 全国の高齢者犯罪について

高齢者（65歳以上）の検挙人員は、平成20（2008）年にピーク（4万8,805人）を迎えた後は高止まりの状況にありましたが、平成28（2016）年から減少し続けており、令和2（2020）年は4万1,696人でした。このうち、70歳以上の者は、平成23（2011）年以降高齢者の検挙人員の65%以上を占めるようになりました。刑法犯検挙人員における高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあるなかでほぼ一貫して上昇し、平成28（2016）年以降20%を上回り、令和2（2020）年は22.8%でした。（図4）



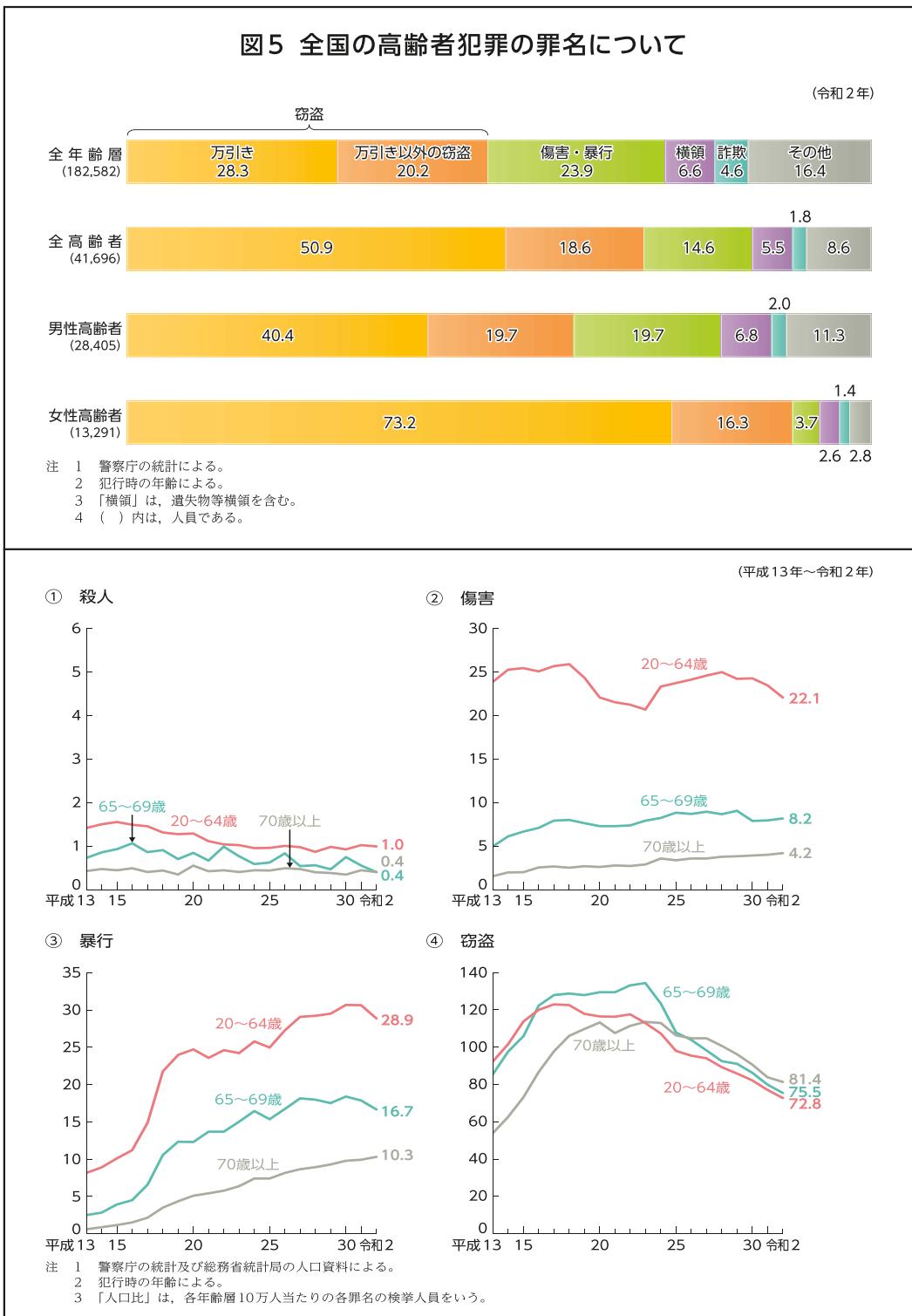
出典：令和3年版犯罪白書

(5) 全国の高齢者検挙人員の罪名別構成について

全年齢層と比べて、高齢者では窃盗の構成比が高く、特に女性では、約9割に及び、そのうち特に万引きの割合が高く、全体の73.2%を占めます(図5上)。

また、刑法犯検挙人員の年齢層別人口比の推移(図5下①～④)では、主な罪名のうち窃盗においてのみ、高齢者の層が64歳未満よりも高い人口比を示しており、窃盗を中心とした高齢者犯罪への対応が必要と考えられます。

図5 全国の高齢者犯罪の罪名について

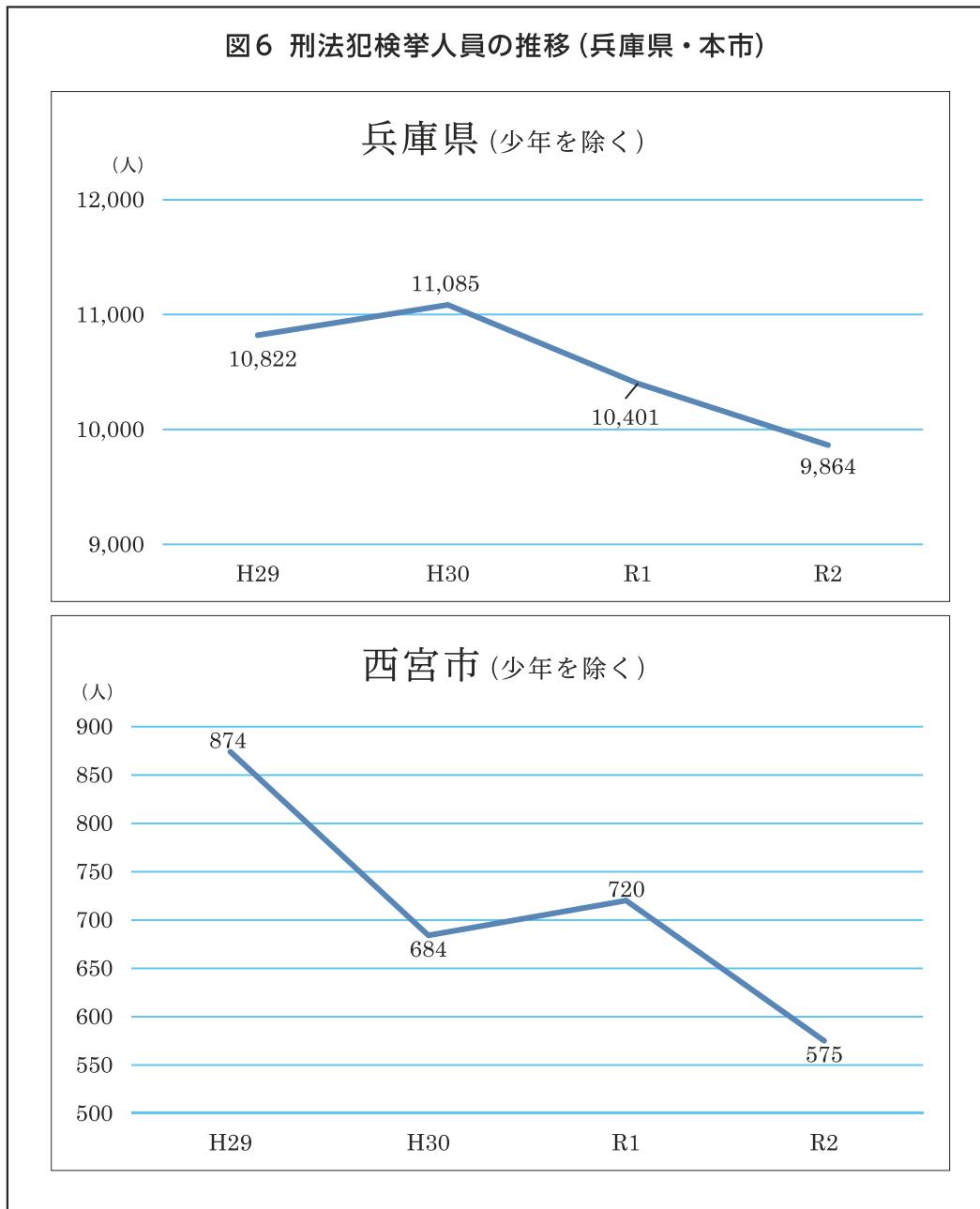


出典：令和3年版犯罪白書

2. 犯罪及び再犯の状況（兵庫県・本市）

(1) 兵庫県及び本市の刑法犯検挙人員の状況

兵庫県及び本市においては、平成29（2017）年から令和2（2020）年にかけて多少の増減はありますが大きく減少しています。平成29（2017）年と令和2（2020）年とを比較すると、兵庫県では8.9%の減少、本市では、34.2%もの減少となっています。（図6）

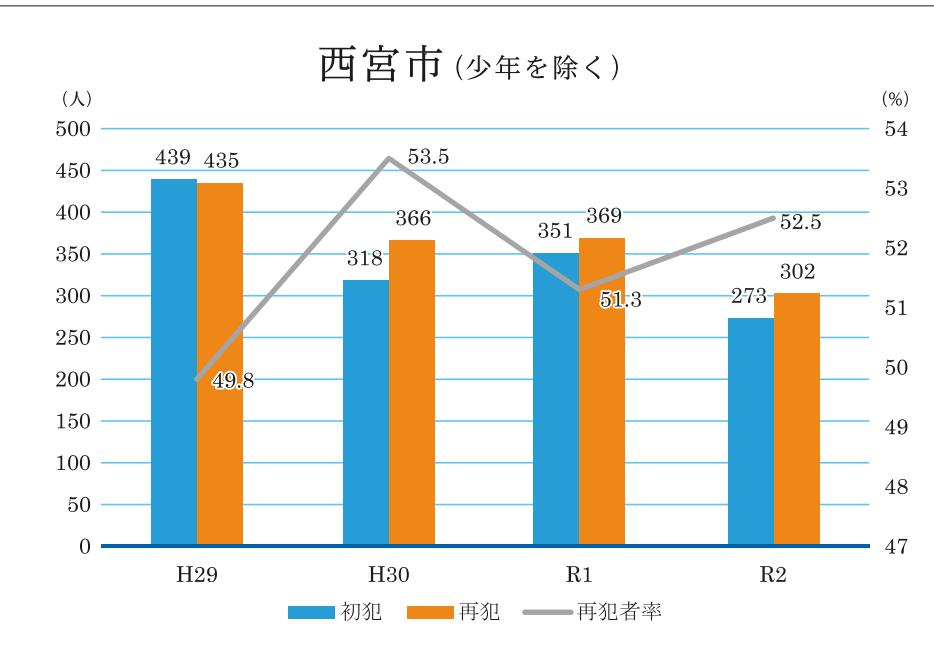
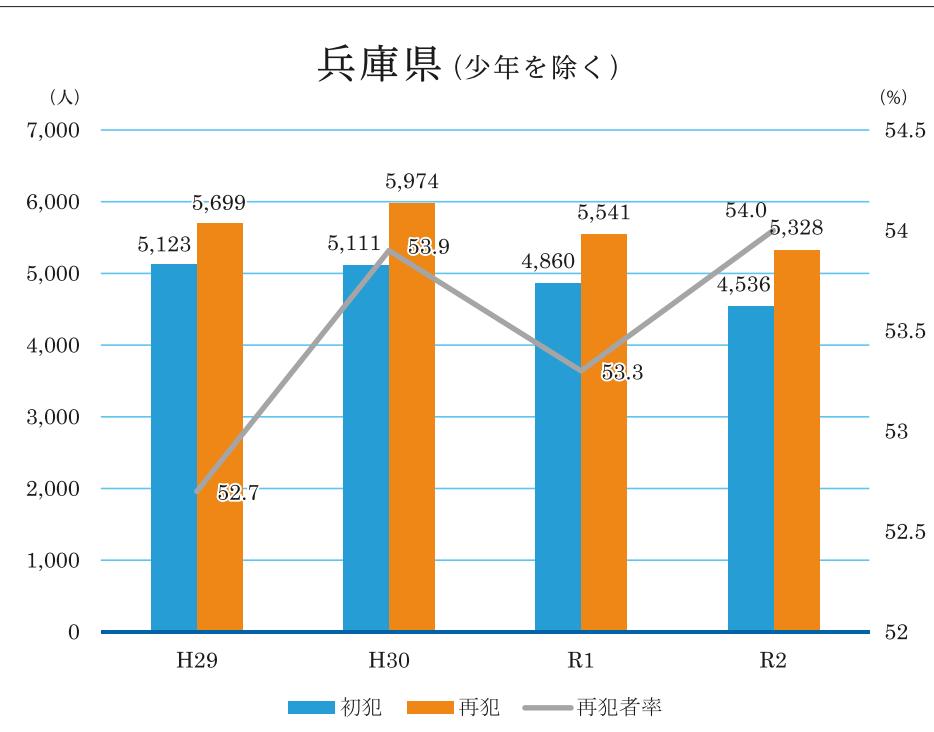


法務省矯正局提供データを基に西宮市作成

(2) 兵庫県及び本市の刑法犯検挙人員の再犯者人員・再犯者率の推移

兵庫県及び本市では、ほぼすべての年において、初犯者よりも再犯者が多く、少年(20歳未満)を除いた再犯者率も50%を超えている状況です。(図7)

図7 刑法犯検挙人員の再犯者人員・再犯者率の推移(兵庫県・本市)

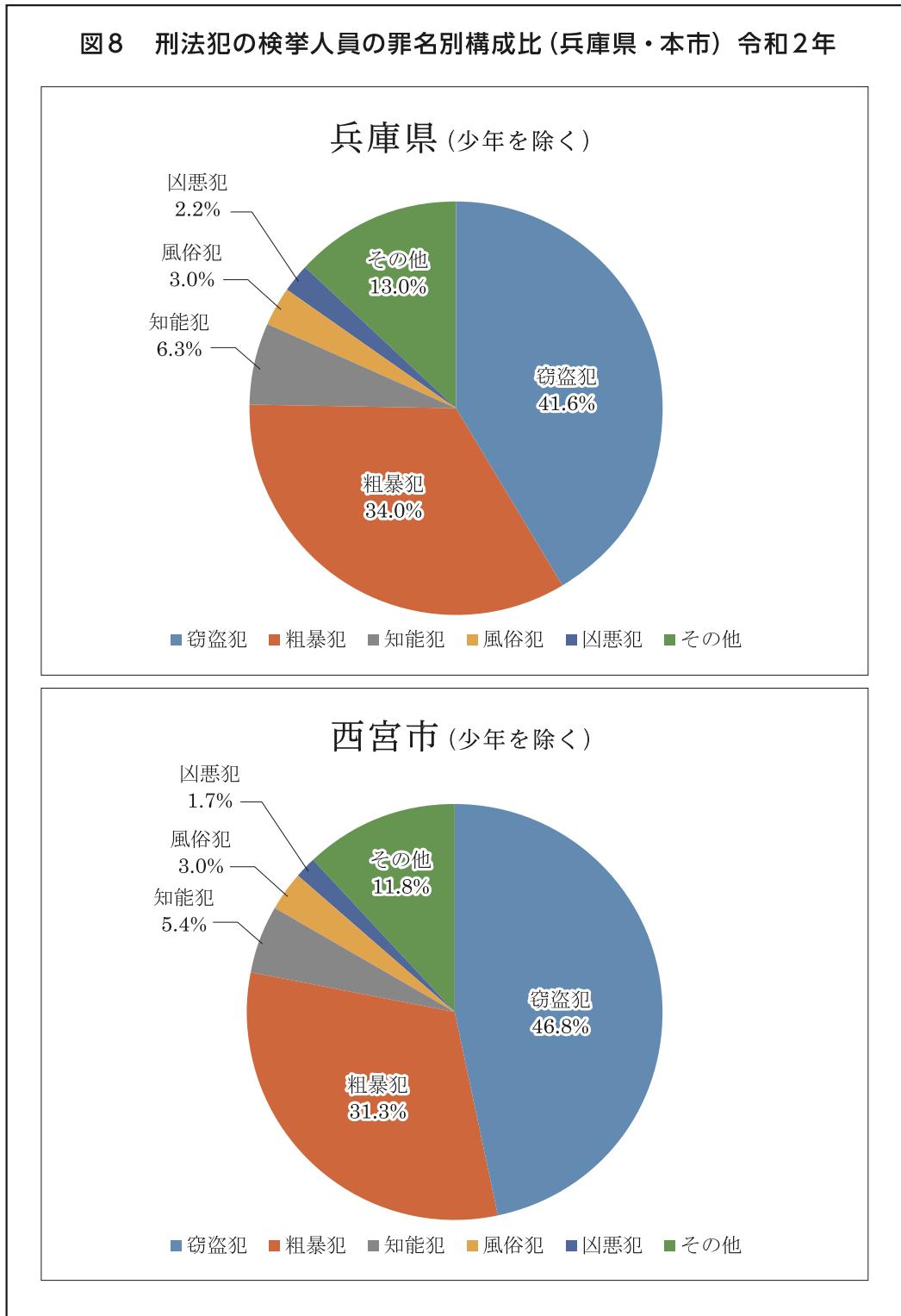


法務省矯正局提供データを基に西宮市作成

(3) 兵庫県及び本市における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比について

兵庫県及び本市においても全国と同様に、窃盗犯・粗暴犯・知能犯が上位を占めており、これらが全体の8割以上を占めています。(粗暴犯=凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝を包括。知能犯=詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得、背任を包括)(図8)

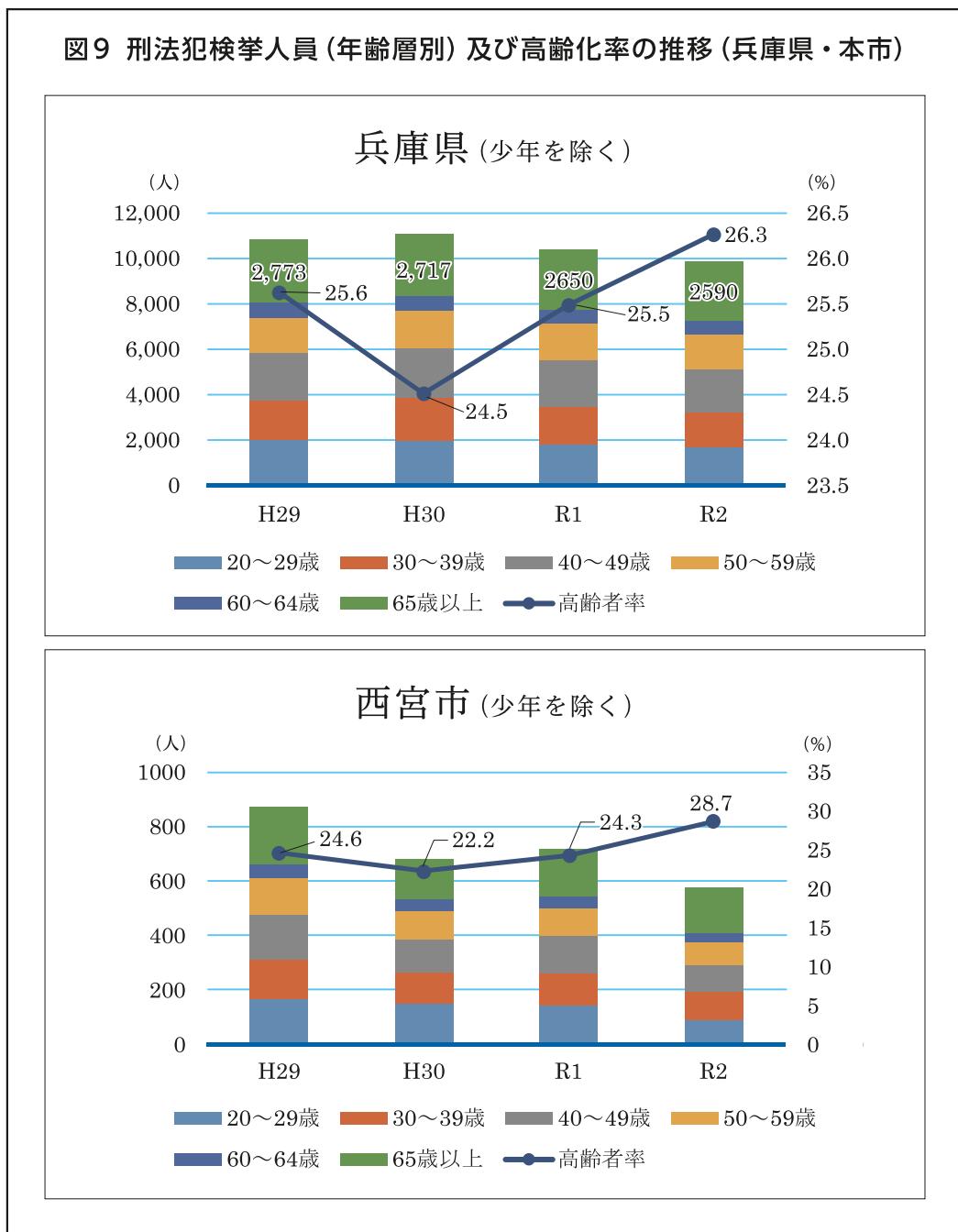
図8 刑法犯の検挙人員の罪名別構成比(兵庫県・本市) 令和2年



法務省矯正局提供データを基に西宮市作成

(4) 兵庫県及び本市における刑法犯の検挙人員(年齢層別)・高齢化率について

兵庫県及び本市でも全国と同様、近年では65歳以上の年齢階層が一番多くなっています。どの年齢層も減少傾向にありますですが、65歳以上の階層の減少率が少ないため、高齢化率については年々上昇傾向にあります。(図9)

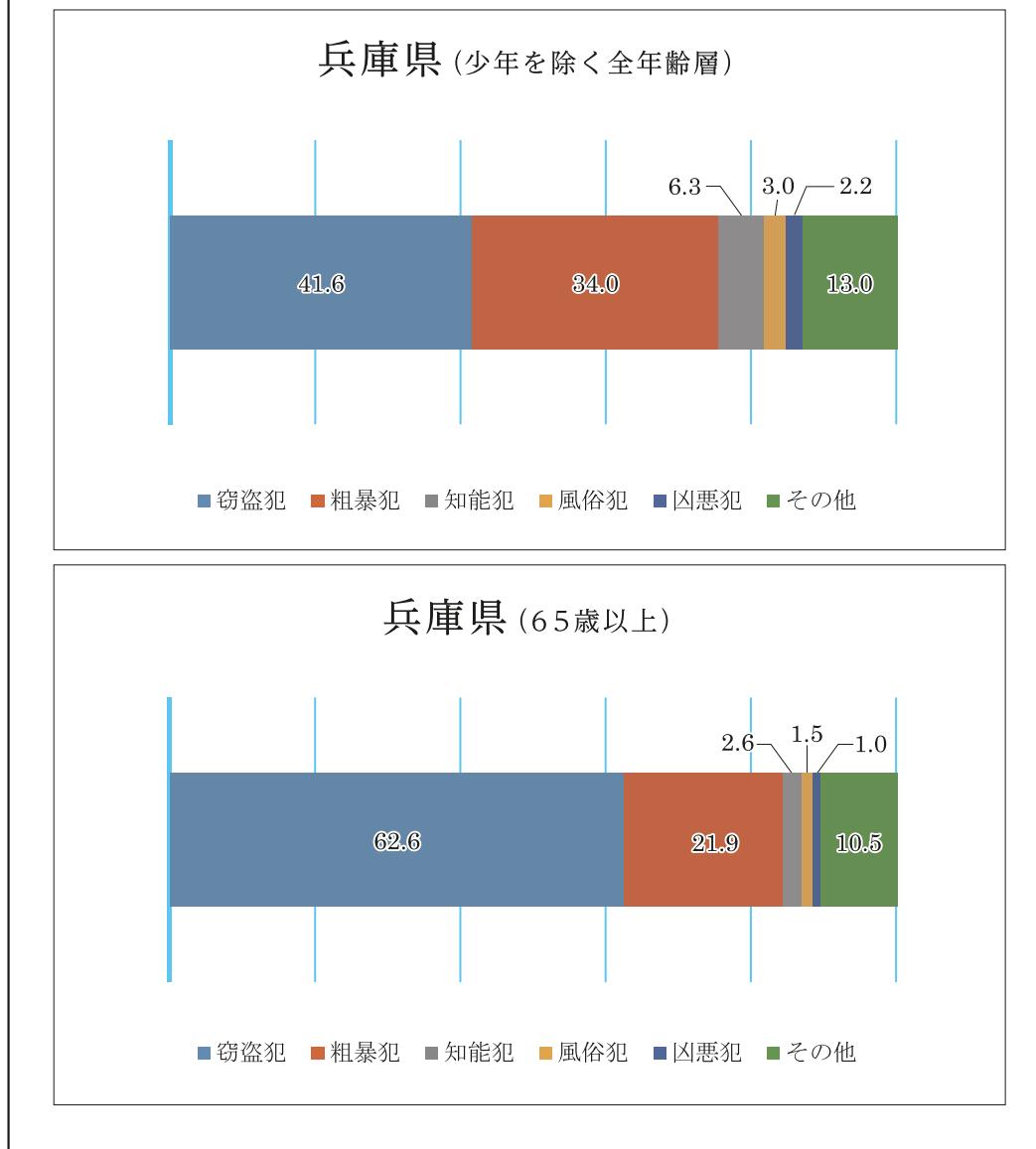


法務省矯正局提供データを基に西宮市作成

(5) 兵庫県及び本市における高齢者犯罪の罪名について

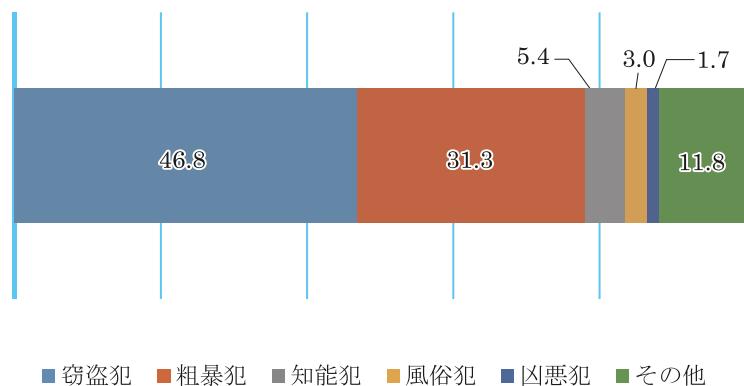
兵庫県及び本市においても全年齢層と比べて、高齢者の窃盗の構成比が高く60%以上となっています。(図10)

図10 高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比(兵庫県・本市) 令和2年

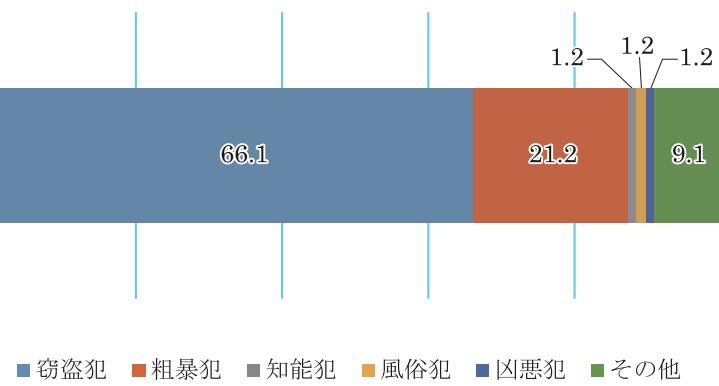


法務省矯正局提供データを基に西宮市作成

本市 (少年を除く全年齢層)



本市 (65歳以上)

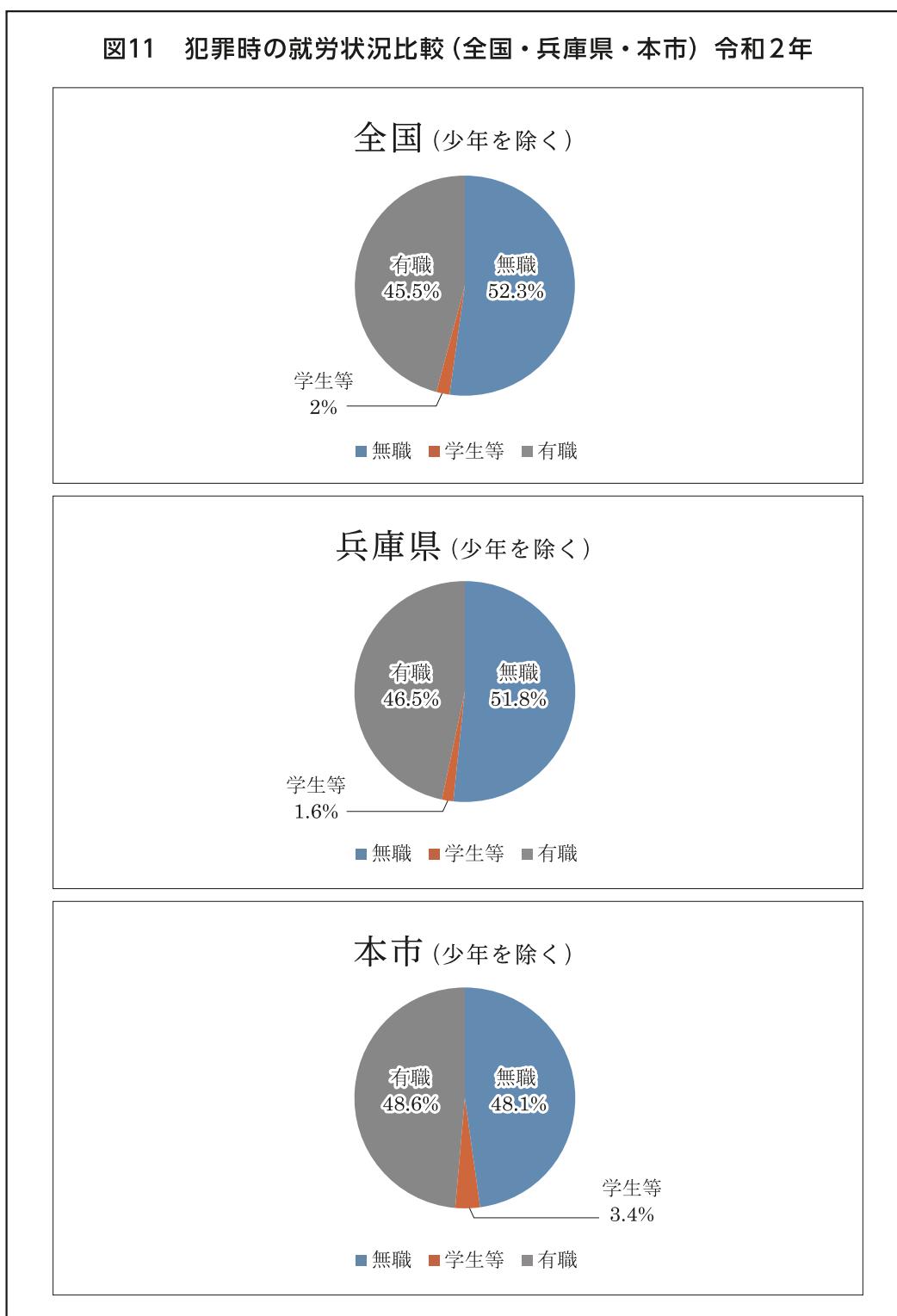


法務省矯正局提供データを基に西宮市作成

(6) 犯罪時の就労状況についての比較 (全国・兵庫県・本市)

全国の犯罪時就労状況をみると検挙された者の5割以上が無職となっており、兵庫県及び本市でもほぼ同様の状況です。経年的に見ても、【兵庫県】令和2(2020)年52.7%、令和元(2019)年47.1%、平成30(2018)年46.8%、平成29(2017)年49.4%、【本市】令和2(2020)年49.7%、令和元(2019)年45.0%、平成30(2018)年48.1%、平成29(2017)年49.5%とほぼ一定しています。(図11)

図11 犯罪時の就労状況比較 (全国・兵庫県・本市) 令和2年



出典：警察庁犯罪統計資料

(7) 犯罪状況まとめ（全国と兵庫県・本市との比較）

1. 刑法犯検挙人員の状況について

全国では平成17（2005）年から年々減少している状況です。（図1）それに対し、兵庫県及び本市においても年によって増減はあります（図6）国と同様に減少傾向にあると思われます。

2. 再犯者率について

全国では、平成9（1997）年以降増加し続け、令和2（2020）年で49.1%となっています（図2）。兵庫県及び本市では、少年を除いた刑法犯検挙人員のうち再犯者が占める割合が50%を超えていました（図7）。

3. 罪名別構成比について

全国では窃盗、暴行、傷害で72.4%（図3）を占めているところ、兵庫県、本市では窃盗犯と粗暴犯の合計がそれぞれ75.6%、78.1%（図8）であり、同様の傾向が見られます。

4. 高齢者（65歳以上）の犯罪について

高齢者の犯罪について、令和2（2020）年度をみると全国では、検挙人員の22.8%（図4）、兵庫県で26.3%、本市で28.7%（図9）となっており高齢化率も上昇傾向となっています。どの年齢階層も減少傾向ですが、高齢者については減少率がより少なくなっています。また、罪名は、いずれも窃盗が圧倒的に多くなっています（図5、図8）。

5. 犯行時の就労状況について

全国、兵庫県、本市のいずれにおいても、刑法犯で検挙された者の約5割が無職と、ほぼ同様の状況です。（図11）

国や民間協力者による取組事例①

～西宮市更生保護ボランティア団体～

更生保護とは、罪を償い、社会の一員として再出発しようとする人たちを指導・援助するなど、その立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥るのを防いで地域の安全を守る制度です。

①西宮市保護司会

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間のボランティア)です。犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る更生保護活動を行ってきました。このことにより、本市の社会福祉や安全、安心なまちづくりに貢献しています。

【保護観察】保護観察を受けている人(対象者)と月に2回程度面接を行います。面接では保護観察期間中の遵守事項(約束事)を守っているか確認するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行って立ち直りを支援します。

【生活環境の調整】矯正施設(刑事施設や少年院)に収容されている人が、仮釈放(仮退院)後にスムーズに社会復帰をはたせるよう、仮釈放(仮退院)後の帰住先の調査、引受人との話し合い、ハローワークや西宮市協力雇用主会などと連携して就職先の調整などを行い、受け入れ態勢を整えます。

【犯罪予防の活動】多くの関係機関・団体と連携して、犯罪や非行の発生を未然に防ぐための予防活動や啓発活動を行っています。

【取組の現状】“社会を明るくする運動”の主な取り組み

活動名・イベント名	内 容
市内7駅で行う 街頭啓発	阪神西宮駅、今津駅、甲子園駅、JR西宮駅、甲子園口駅、阪急夙川駅、甲東園駅にて啓発用グッズを配布するものです。
公開ケース研究会	地区の青少年愛護協議会と共に実施。実際にあったケースをもとに青少年の健全育成について検討し、発表を行います。
中学校との交流会	校区の中学校を訪問し交流を深めたり意見交換等を行います。
更生保護4団体 交流会	保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会の4団体が集い、それぞれの活動報告等を行うものです。
“社会を明るくする運動” 作文コンテスト	市内の小中学校に在学する児童等を対象に犯罪や非行に関して感じしたことなどをテーマにした全国的な作文コンテストです。
にしのみや市民祭り	市民祭りのブースに出展し、更生保護のPRを行います。
矯正施設見学研修	刑務所、少年院等の矯正施設の見学を研修の一環としています。

②西宮市更生保護女性会

更生保護女性会は、昭和34年に男性保護司の配偶者を会員として発足した「西宮地区更生保護婦人会」が始まりです。今では更生保護に关心の深い女性たちも加わって組織されています。母親の気持ちになって子どもたちを見守るよう罪を犯した人たちに温かな手を差しのべることを基本としています。

【取組の現状】

活動名・イベント名	内 容
いきいき活動(出前寄席)	児童養護施設にて腹話術・人形劇・折り紙・歌やゲーム等をして子ども等との交流を深めるものです。
にしみや市民祭り	市民祭りに出店しバザーを行っており、同様に出店し刑務所作業製品の展示即売会として受刑者の製作した作業製品を販売している刑務所との交流を図り、受刑者の更生意欲を支えています。 なお、刑務作業製品の売上の一部は、犯罪被害者支援団体の活動に助成されています。
“社会を明るくする運動”	西宮市保護司会をはじめ更生保護団体と共に、広報活動を行っています。
更生保護施設でのディナーサービス	更生保護施設を訪問し入所者に手料理(おふくろの味)をふるまうことによって激励する活動です。
年末愛の物資贈呈式	会員たちから集めた衣類、食料品、日用雑貨などの物資や寄付金を更生保護施設に贈る活動です。 温かいお正月を迎える故郷を思い出し更生してくださいとの願いが込められています。



③西宮地区BBS会

BBS会 (Big Brothers and Sisters Movementの略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

【取組の現状】

活動名・イベント名	内 容
グループワーク	年間3回～4回、少年とBBS会員の交流を行うためのグループワークです。BBS会員で企画・運営を行い、保護司の方等の協力を得ながら実施しています。
定例会	毎月、西宮地区BBS会として活動報告やグループワークの準備、保護司の方との情報共有等を目的に定例会を行っています。コロナ禍においては、オンラインでの実施となっています。
カリヨンコンサート	阪急西宮北口駅構内のカリヨン広場にて行われる県立西宮高等学校の吹奏楽部によるコンサートです。聴衆に対し更生保護のPRを行います。西宮地区BBS会主催行事となっています。
にしのみや市民祭り	市民祭りにおいてブース出展を通して、非行の防止や更生保護のPRを行います。
“社会を明るくする運動”	西宮市保護司会をはじめ更生保護団体と共に、広報活動を行っています。



④西宮市協力雇用主会

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことができない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

西宮市協力雇用主会「西宮桜友会」は、平成24年に市内の協力雇用主により対象者の雇用促進、犯罪予防活動等を目的に設立されました。

犯罪時就労状況をみると検挙された者の5割以上が無職であり（警察庁犯罪統計資料）、刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、保護観察終了時に仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています（令和2年矯正統計年報）。

このような人たちの就労を支援することは、罪をつぐなった個人の人生の再建につながることはもとより再犯防止対策、安全・安心なまちづくりのために重要な取り組みです。

令和4年4月1日現在、会員数は45社となっています。今後は、会員数の増加及び業種の多様化を目指しています。

【取組の現状】

活動名・イベント名	内 容
“社会を明るくする運動”	西宮市保護司会をはじめ更生保護団体と共に、広報活動を行っています。
協力雇用主会・保護司会就労支援部会合同研修会	保護司会と合同で講師を招いて研修を企画しています。
協力雇用主会・保護司会就労支援部会会社説明会	協力雇用主会に所属する各社の概要説明を保護司を対象に行っています。
協力雇用主会・保護司会就労支援部会合同施設見学会	保護司と合同で更生保護施設等の見学を企画しています。



第3章 再犯防止推進の施策 本市の主な取組

1. 就労の確保のための取組
2. 住居の確保のための取組
3. 保健医療・福祉サービスの利用促進
4. 非行の防止と修学支援
5. 国・県・民間団体等との連携強化と広報・啓発の推進

第3章 再犯防止推進の施策 本市の主な取組

再び犯罪をおこさせない為には、犯罪をした者等が二度と犯罪行為をしないという強い決意と努力が最も重要であることは当然ですが、再犯防止には保健医療や福祉などの行政サービス、地域団体、NPOや民間事業者などの様々なサポートも必要となります。令和4(2022)年8月に実施した市政モニター調査でも、「犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という意見についてどう思いますか、の問い合わせで72.3%の人が「そう思う」「どちらかというとそう思う」と回答しています。再犯防止は、安心安全なまちづくりにも大きく寄与することから、国の再犯防止推進計画との整合性を図りつつ、本市の再犯防止のための次の5つの重点的な取り組みを定めて推進してまいります。

1. 就労の確保のための取組

【現 状】

第2章2.犯罪及び再犯の状況(兵庫県・本市)(6)犯罪時の就労状況についての比較(全国・兵庫県・本市)で述べているとおり、全国で検挙された者の犯罪時の就労状況をみると5割以上が無職であるという結果があります。これは、生活の基盤の不安定さが再犯にも影響していると考えられます。

【取組の方向性】

就労は、安定した収入を得ることの他、決められた時間に職場に行くことなど生活基盤の安定につながり再犯防止の大きなステップとなります。刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援が求められることから、国等の関係機関とも連携し、就労の確保、採用後の定着支援に努めます。

【主な具体的施策】

就労に向けた相談・支援等の充実

●自立相談支援事業

「ソーシャルスポット西宮よりそい」及び「西宮市くらし相談センターワン」において失業や就職活動の行き詰まり、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情で困窮状態に陥っている者（生活困窮者）を対象とし、生活困窮者の「自立の促進」を図っていくことを目的として自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施しています。

●就労準備支援事業

「ソーシャルスポット西宮よりそい」において就労に必要となる実践的な知識及び技能が不足しているだけでなく、生活リズムが崩れている等基本的な生活習慣に課題を有する者や、社会との関わりに不安を抱えている者又は就労の意欲が低下している者等、一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象とし、就労の可能性を高め、その者の自立を促進することを目的として日常生活習慣の改善から就労のための基礎的能力の形成まで計画的かつ一貫して支援を実施しています。

●厚生労働省認定事業

「西宮若者サポートステーション」において15歳～49歳までの者を対象とし、就労に関してキャリアコンサルタントや心理カウンセラーが相談に乗っています。

また、ハローワーク活用講座、マナー講座及びパソコン講座などの支援を行っています。

●障害者就労生活支援センター事業

西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」において就労に関する相談や情報提供のほか、面接への同行や職場訪問し調整等を行うなど、障害のある人が安心して働くことができるよう支援を行います。

また、障害のある人の就労、実習の協力が得られる職場等の開拓を行い、企業が障害のある人を雇用する際の相談等にも対応します。

◆国等の関係機関との連携

市は、矯正就労支援情報センター室やハローワーク等と連携して、就労に向けた相談・支援等の充実について次の支援を行っています。

・コレワーク（矯正就労支援情報センター室）

ハローワークと連携して以下のサービスを実施しています。

①雇用情報提供サービス

全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し事業主の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設に紹介するものです。

②採用手続支援サービス

事業主に対し、矯正施設での採用手続を幅広くサポートしています。

③就労支援相談窓口サービス

事業主に各種支援制度を案内したり矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会等を案内します。

・神戸保護観察所における就労支援

ハローワークと連携して保護観察中の者や更生緊急保護の申し出があった者に対して、次の支援を行っています。

①ハローワークと連携した求職活動の支援

②更生保護就労支援事業による就職活動支援

③就労支援セミナーの開催

④協力雇用主会との連携による雇用機会の調整

・就労支援事業（兵庫県就労支援事業者機構）

事業者の立場から犯罪をした者等の就労を支援し、再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を図るため、啓発広報事業、犯罪をした者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業、雇用協力事業者が犯罪をした者等を雇用した場合における奨励金助成事業などを行っています。

犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓

●協力雇用主会

西宮市協力雇用主会は、神戸保護観察所や保護司等と協力して犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない人をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力している民間の事業主の集まりです。

国や民間協力者による取組事例②

～神戸保護観察所の取組～

神戸保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の所在地に置かれている国（法務省）の機関です。保護観察所には、国家公務員である保護観察官が配置され、民間の地域ボランティアである保護司と協働して保護観察や生活環境の調整等を行っています。

保護観察とは、裁判所の処分により保護観察に付された人や刑務所等から仮釈放された人が地域社会の中で更生するよう、保護観察官や保護司が定期的な面接等の方法により必要な指導や援助、助言等を行うものです。

生活環境の調整とは、刑務所等に収容されている人の釈放後の帰住環境を調査し、その環境が本人の更生や社会復帰に適した状態となるよう働きかけるものです。

保護観察や生活環境の調整をはじめとした更生支援の取り組みには、多くの民間協力者からお力添えをいただいています。例えば、刑務所等を釈放されたものの、頼れる人や生活する場所がない人については、保護観察所が更生保護施設や自立準備ホームに預け、一定期間、宿泊場所や食事の提供、自立に向けた指導や支援をしていただいている。また、自力で仕事を見つけることが難しい人については、就労支援事業者機構に依頼し、本人の犯罪歴等を承認の上で雇用してくださる協力雇用主のもとで就職及び定着できるよう支援していただいている。

このほか、女性の立場から支援をしてくださる更生保護女性会や、兄や姉のような立場で関わってくださるBBS会のようなボランティア団体などにもお力添えをいただいております。

また、神戸保護観察所は“社会を明るくする運動”兵庫県推進委員会の事務局として、県内地方公共団体及び関係機関・団体と連携し、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解と協力を求めるとともに、犯罪や非行のない安全で安心なまちづくりを目指しています。

社会で失敗した人たちが立ち直っていくためには、自身の努力はもとより、彼ら、彼女らを受け入れる社会と、多くの皆様の支えが必要です。御協力をよろしくお願ひいたします。



“社会を明るくする運動”兵庫県推進委員会において県内市町及び関係機関・団体の出席者に向けて西宮地区BBS会が活動紹介を行う様子

2. 住居の確保のための取組

【現 状】

刑務所等を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所し（令和3年版再犯防止推進白書）、また、全国の新受刑者の犯罪時の居住状況をみると17.8%が住居不定という結果があります（令和2年矯正統計年報）。これは、就労と同様に生活の基盤の不安定さが再犯にも影響していると考えられます。

【取組の方向性】

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で重要な取り組みです。帰住先が確保されていない出所者等が、釈放後に一時的な宿泊場所となる更生保護施設等がありますが、これはあくまで一時的な宿泊場所であり、定住できる住居を確保することは生活基盤を安定させるための第一歩であるため、市営住宅・県営住宅などの公営住宅の他、民間住宅への入居についての支援に努めます。

【主な具体的施策】

●市営・県営住宅等への入居に関する取組

住宅に困っている低額所得者の方々のために国からの補助金や税金などにより建てられた賃貸住宅です。市営住宅の一般公募は、年3回（4月、9月、1月）、県営住宅は毎月行っています。

●住居確保給付金

離職、個人事業の廃業により収入が減少し、住居を失った方又は失うおそれのある方（収入・資産等の要件あり）を対象とした家賃相当額の給付（有期・上限あり）と就職に向けた支援を実施します。なお、当面の間、要件緩和により、やむを得ない休業等により収入が減少された方についても各種要件を満たした場合は支援対象となります。

●居宅生活移行支援事業

無料低額宿泊所の入居者で居宅生活への移行に際して支援を必要とする方に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の支援及び居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援を実施するものです。

●民間住宅への入居に関する取組

低額所得者や高齢者、障害者、子どもを養育している者など、住宅の確保にお困りの方（住宅確保要配慮者）に対して西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート相談窓口を設け、市内で住宅を探す際、住まい探しに役立つ知識や協力不動産店とのマッチング、居住支援に係る情報の紹介を行っています。

◆国等の関係機関との連携

市は、神戸保護観察所と連携して、住居の確保のための取り組みについて次の支援を行っています。

・更生保護施設について

更生保護施設は、保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設です。

・自立準備ホームについて

あらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託しているものです。

・居住支援法人

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。登録住宅の入居者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど既に賃貸住宅に入居している要配慮者への生活支援などを行っています。

国や民間協力者による取組事例③

～法務省大阪矯正管区の取組～

法務省大阪矯正管区

1. コレワーク（矯正就労支援情報センター室）をご利用ください。

コレワークは、前科があるなどの理由から仕事に就く上で不利になりがちな受刑者や少年院在院者の就労を支援することを目的に、全国8か所に設置されている法務省の機関です。西宮市の事業主からのご相談は、コレワーク近畿が受け付けております。

コレワークでは、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地等の情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズにマッチする者を収容している矯正施設をご紹介し、ハローワークに求人手続をする際の支援を行っています。例えば、「建設関係の仕事の経験があり、西宮市内に帰住する人を探している。」といったご相談をいただければ、条件にマッチする者が収容されている施設を紹介させていただきます。求人手続の際の有用な情報となります。その他にも、採用手続に関する支援や、個別相談会、雇用セミナー等の開催を通じて、事業主の疑問や不安を解消できるよう取り組んでいます。

出所後の仕事の有無によって、再犯率は大きく異なります。受刑者や少年院在院者の社会復帰の手助けとなる雇用に関心がございましたら、ぜひコレワーク近畿にご連絡ください。

*コレワーク近畿（大阪矯正就労支援情報センター室） 電話：0120-29-5089

2. 法務少年支援センターがご相談を受け付けています。

地域の非行・犯罪の防止を目的とした相談機関として、法務少年支援センター（少年鑑別所）では、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、心理学等の専門家が支援を行っています。例えば、「子どもが家のお金を持ち出して困っている。」といった非行・犯罪に関わる問題に関する相談に応じたり、学校で指導が難しい児童・生徒について、心理相談や各種心理検査の実施、事例検討会への参加といった形で支援したり、研修・講演・法教育を実施したりすることができます。ご相談の対象に年齢制限はなく、学校単位の大きなものから、個人を対象としたものまで、ご要望に添って対応しますので、まずはお気軽にご相談ください。

*神戸法務少年支援センター 電話：078-351-0771（相談専用）

3. 農福連携や居住支援の関係機関等との連携を進めています。

近畿2府4県の矯正施設を所管する大阪矯正管区の更生支援企画課では、受刑者や少年院在院者の出所・出院後の居場所と出番を確保するため、関係機関や民間団体の方との連携を進めています。現在、特に農福連携と居住支援に重点的に取り組んでおり、農福連携事業所への訪問や、府県の居住支援協議会への出席を通じて、矯正の取り組みを紹介しています。

*大阪矯正管区更生支援企画課 電話：06-6941-5781

3. 保健医療・福祉サービスの利用促進

【現 状】

第2章でも触れているとおり、高齢者（65歳以上）が、刑法犯の検挙人員の中に占める割合が高く、また、出所受刑者の2年以内再入率が高いこと等から高齢者の再犯防止対策が重要だと考えられます。また、新受刑者の1割以上に精神障害があること等から障害者に対する対策や、薬物等の依存、児童虐待などの対策も必要であると考えられます。

【取組の方向性】

犯罪をした者等の中には、適切な医療サポートや福祉サービスなどがあれば犯罪を防ぐことができたケースが一定数あると考えられます。社会で安心して生活するために保健医療、福祉サービス等を適切に利用し、地域社会の中で再出発できるようにすることは、再犯を防止するためにも重要であることから、これら取り組みを推進していきます。

【主な具体的施策】

高齢者又は障害のある人等への支援窓口

●地域包括支援センター

市内に15カ所ある地域包括支援センターでは、専門職が高齢者の生活全般について相談に対応しています。

●民生委員・児童委員

同じ地域住民として、厚生労働省から委嘱される地方公務員として、住民の相談支援活動と見守りを行っています。

●障害者あんしん相談窓口

障害者やその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用相談や介護相談及び情報提供などの総合的な相談窓口を開設しています。

●生活保護制度

生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。

認知症や障害者について

●権利擁護支援センター運営事業

高齢者、障害のある人の成年後見制度利用などの権利擁護に関する専門相談・支援や普及啓発を目的に、「西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター」を設置しています。弁護士や司法書士と、福祉職の相談員による予約制の専門相談会を定期的に開催するほか、権利擁護に関する研修会や講演会などを実施しています。

●福祉サービス利用援助事業

在宅で生活されていて、判断能力に不安のある高齢者や知的障害、精神障害のある人（家族との同居でも利用可）の日常的金銭管理、預貯金通帳等の預かり、福祉サービス利用援助を行い、在宅生活を支援しています。

●認知症地域ケア推進事業

認知症地域支援推進員を配置し認知症施策を推進する行政、医療、介護と地域とのつなぎ役を担っています。そして早期発見のため認知症チェックシートの配布や認知症の人との共生の取り組みとして認知症サポーター養成講座の開催などの事業を進めています。

社会的孤立の防止

●老人クラブ活動推進事業

老人クラブは、地域を基盤とし、おおむね60歳以上の高齢者で作る自主的な組織です。「健康」「友愛」「奉仕」の精神に基づき、グラウンドゴルフなど各種スポーツ活動や、囲碁・将棋や講座などの文化教養活動、児童の登下校の見守りや公園清掃などの社会奉仕活動のほか、地域での仲間づくりのための活動を行っています。

●地域のつどい場推進事業

つどい場とは、個人の家や空き家等の個人宅、自治会館や集会所等の共同利用施設を活用し、地域住民同士がより身近に集まることのできる地域の居場所です。

薬物等の依存症について

●薬物乱用防止事業

薬物乱用防止指導員協議会（構成団体：西宮市医師会、西宮市薬剤師会、西宮防犯協会、甲子園防犯協会、西宮市保護司会、西宮市民生委員・児童委員会、兵庫県医薬品登録販売者協会、西宮警察署、甲子園警察署、西宮市）により覚醒剤等の薬物乱用が極めて恐ろしいことを広く市民に普及啓発し、薬物乱用問題に対する認識を高めることを目的とした事業（街頭啓発活動、講習会など）を行っています。

◆国等の関係機関との連携

市は、兵庫県精神保健福祉センターと連携して、薬物依存症に関する本人や家族からの相談について、専任の電話相談員が対応しています。

ひとり親家庭への支援

●母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的な安定と自立のために、子どもの修学に関する資金や転宅資金等の貸付相談を受け付けています。

●母子・父子自立支援員

専門的知識を有する母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活の安定、自立のための相談に応じています。

●自立支援教育訓練給付金

就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の一部が支給されます（一定の所得制限あり）。

●高等職業訓練促進給付金

就職に結びつきやすい資格（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師）を取得するために1年以上のカリキュラムの養成機関に入学し修業している人について、生活の負担軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給しています（一定の所得制限あり）。

児童虐待防止

●家庭児童相談室

0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていきます。児童虐待に関する相談も実施しています。

●子育てテレフォン ハッピートーク

子育てに関する不安・悩みや、虐待についての電話相談窓口です。24時間365日対応可。(市内の児童養護施設に委託して実施)

●子育て家庭ショートステイ

保護者が一時的に子どもの養育が困難となった場合、市が指定する児童福祉施設や里親の居宅で子どもを預かります。

●西宮市要保護児童対策協議会

児童虐待を防止するためには、要保護児童への早期対応・きめ細かな支援が必要です。そのため「西宮市要保護児童対策協議会」を設置し、児童福祉や母子保健、教育関係の担当部署、警察、西宮こども家庭センター及びその他の関係機関と連携して、情報共有や支援を行い、児童虐待などの対応とその予防に取り組んでいます。

国や民間協力者による取組事例④

～地域住民と関係機関のパイプ役～

西宮市 民生委員・児童委員会

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねております。民生委員制度は、大正6年に設置された岡山県の済世顧問制度を起源とし、平成29年には制度発足100周年を迎えました。

民生委員・児童委員の職務内容は、住民に最も近い立場で、子どもから高齢者まで幅広く、地域の見守りや相談支援活動、情報提供などを行います。地域住民の相談に応じ、必要な窓口や機関へつなげるなど、市役所各担当部署、高齢者あんしん窓口、児童相談所などの関係機関と地域住民とをつなぐパイプ役(つなぎ役)となります。

高齢化が進行する中、地域コミュニティが衰退するなど、福祉ニーズは年々増加し、また複雑化、多様化しており、民生委員は地域福祉の充実に欠かせない存在です。西宮市の民生委員・児童委員、並びに主任児童委員の委嘱状況は、定数731名、委嘱数は656名。近年、活動の担い手不足が進み、欠員区域が増えています。

西宮市の民生委員・児童委員は毎年9月から12月頃にかけて、市内在住の70歳以上の独居・高齢世帯を中心に訪問し高齢者の生活状況を把握する「高齢者実態把握調査」や、生後2ヶ月頃の乳児がいる家庭を訪問し、母親と赤ちゃんへの声かけを行ったり、子育て支援の情報を提供したりする「健やか赤ちゃん訪問事業」を行っています。また、毎年11月1日を「西宮市児童虐待防止デー」と定め、児童虐待防止を呼びかけるオレンジネットキャンペーンとして駅前等の街頭にて啓発物を配布しています。



児童虐待防止（オレンジネット）
キャンペーンの様子

4. 非行の防止と修学支援

【現状と取組の方向性】

核家族化や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化に加え、急速な科学技術の進展等で青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、携帯電話やスマートフォンなどを介したトラブルに青少年が巻き込まれるなど新たな課題も生じています。このような変化や課題に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関がそれぞれの立場で積極的に青少年に関わり、相互に連携・協力しての取り組みが必要です。

【主な具体的施策】

非行防止に関する施策

●街頭補導活動の推進

青少年支援員による街頭補導、青色回転灯を装着した街頭補導車による補導活動を行っています。

●白ポストによる有害図書等の回収活動

市内の駅周辺等に設置した白ポストにより有害図書等を回収しています。

●青少年関係団体活動への支援

各地区青少年愛護協議会、西宮市子ども会協議会等の青少年関係団体に対して支援を行い、団体の育成に努め、地域の教育力の充実とコミュニティの活性化を図っています。

●青少年補導委員連絡協議会への補助及び同協議会の補導活動への支援

市では、170名の青少年補導委員を委嘱し、青少年の健全育成及び非行化防止を目的として、市内39地区で定期的に巡回活動を行っている青少年補導委員連絡協議会への支援を行っています。

◆国等の関係機関との連携

市は、神戸少年鑑別所や兵庫県警と連携して、非行防止のための取り組みについて次の支援を行っています。

・**神戸法務少年支援センター（神戸少年鑑別所）**

少年鑑別所法に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

・**西宮少年サポートセンター（兵庫県警察）**

少年相談活動、街頭補導活動、継続補導活動、情報発信活動、有害環境浄化活動、被害少年支援活動など地域と連携した少年非行防止活動をしている警察の機関で、警察官、少年補導職員が青少年に関する相談に応じます。

修学支援に関する施策

●**青少年進路指導員の委嘱**

市が青少年進路指導員を委嘱し、進学先・職場への訪問や連絡により卒業生の動向を把握したり、中途退学や離職につながるような悩みを持ち、不安定な状況がうかがえる時には、相談や激励等の適応な指導等を行っています。

●**不登校児童生徒支援事業**

不登校児童生徒（何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの）を支援するため、7つの「あすなろ学級」を開設しています。「あすなろ学級」では、学校と連携を密にとりながら、通級する児童生徒をサポートしています。

●**BBS会**

BBS会とは、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

国や民間協力者による取組事例⑤

～地区青少年愛護協議会の活動について～

西宮市青少年愛護協議会

西宮市には、各小学校区を単位とした「地区青少年愛護協議会」が昭和41年4月より結成され、略して“地区青愛協”と呼ばれていますが、現在その数も全市で39と、大きく発展しています。

この“地区青愛協”は、地域の青少年健全育成に關係のある団体や機関の方々に幅広く参加していただき、従来ともすれば、各個バラバラになりがちであった団体や機関の連絡を緊密にするとともに、協力し合って、より効果的な青少年健全育成を一層推進しようとするものです。

青少年に關係のある団体や機関は地域内に数多くありますが、お互いに相手の活動や悩みが充分わからず、そのために事業が競合したり、誤解を招いたりするようなことがあっては、努力の割に効果が上がらないどころか、子どもたちがその影響を受けることになります。

このようなことをなくし、各団体や機関が連絡を密にし、お互いに協力し合うことによって、事業内容も詳しく知ることになり、充実した行事が行われ、参加者も増え、効果も飛躍的に大きくなります。この機能を果たすのが、“地区青愛協”であるといえます。

また、一つの団体だけでは解決できない問題がたくさんあります。交通問題や不良環境の排除、地域青少年グループの育成、子どもの遊び場づくりなどもその一例ですが、各団体が力を合わせて考え、実行することが最も必要です。ここにも、“地区青愛協”的な果たすべき、大きな役割があります。

しかし、それぞれの団体自身が当然すべきことまで、地区青愛協に依存してしまうことになってはなりません。地区青愛協に加盟しているそれぞれの団体や機関が、地区青愛協という共通の場で話し合われたことを持ち帰り、個々の団体や機関が自ら実践活動に努めることによって、青少年健全育成活動の意義や内容が住民の一人ひとりにまで浸透され、はじめて、“地区青愛協”的な存在価値が現れるといえましょう。

地区青愛協は地域の青少年の健全育成のために、日々活動しています。

上甲子園地区青少年愛護協議会主催
しめ縄作り



5. 国・県・民間団体等との連携強化と広報・啓発の推進

【現状と取組の方向性】

再犯防止や犯罪をした者等の更生には、地域の方々の理解と協力が不可欠です。

しかし、高齢化や、地域社会の人間関係の希薄化など社会環境が変化したことにより民間ボランティアの活動が難しくなっています。そこで、再犯防止や犯罪をした者等を地域社会で受け入れる土壤を育てるため、刑事司法関係機関だけではなく、行政と地域の民間団体等が連携し、広報・啓発を行うことで更生保護活動の活発化を図ります。

【主な具体的施策】

民間協力者の活動の促進

●更生保護団体

更生保護団体（西宮市保護司会、西宮市更生保護女性会、西宮市協力雇用主会、西宮地区BBS会、西宮更生保護協会）は、再犯の防止等に関する施策の実施にあたっては、不可欠な民間協力者です。犯罪をした者が社会復帰をするためには、自分たちの努力だけでは成し遂げることは難しく、国、地方公共団体、民間協力者による支援や、社会全体の理解と協力が必要です。

再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進

●“社会を明るくする運動”

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

更生保護ボランティア及び関係団体と連携し、“社会を明るくする運動”を推進し、街頭での啓発活動等、地域における更生保護への理解促進に努めています。

●民間協力者に対する表彰

民間ボランティア活動の社会的意義について広く地域住民の理解を求める方法の一つとしては、功績が顕著な個人・団体を適切に顕彰することが考えられます。本市では、社会福祉にかかる表彰や更生保護に係る表彰等を行うことでその活動や意義が市民に広がるよう周知に取り組んでいます。

●関係機関との連携強化

本市では、青少年健全育成のつどい、ファミリーキャンプ等の各事業を青少年愛護協議会等と連携して青少年健全育成活動を促進するための取り組みの実施や、市内在住の70歳以上の独居・高齢世帯を中心に、日頃の見守り活動や、緊急時・災害時の支援活動に活用するため、高齢者の生活状況を把握する高齢者実態把握調査を民生委員・児童委員に依頼し実施するなど市と連携した事業を実施しています。

今後も西宮市保護司会、地区青少年愛護協議会、西宮市子ども会協議会、西宮市青少年補導委員連絡協議会などの犯罪予防活動や青少年健全育成活動を行う民間団体に対してその自主性を尊重しながら、活動を支援するとともに、補助金を毎年交付するなど団体の育成に努め、連携を進めます。

●民間団体間の連携

毎年、青少年愛護協議会、西宮市保護司会等の更生保護団体、民生委員等が連携して公開ケース研究会（実際にあったケースをグループで問題点や解決策等について意見等を交し合うもの）が開催されています。

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制および進行管理

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制および進行管理

本計画を着実に推進するために、府内関係部課等の職員および、国や県、関係機関等で構成する「(仮称) 西宮市再犯防止推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況等を点検し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進捗管理を行います。



資料編

1. 計画の策定経過
2. 西宮市再犯防止推進計画策定委員会委員
3. 市政モニター調査の結果（一部抜粋）
4. 再犯の防止等の推進に関する法律（一部抜粋）
5. 用語解説

一 資 料 編 一

1. 計画の策定経過

令和4(2022)年

- 4月 1日 西宮市再犯防止推進計画策定委員会設置
- 6月 8日 第1回西宮市再犯防止推進計画策定委員会
(内容)
1 委員長・副委員長の選出
2 再犯防止推進計画について
(1) 再犯防止施策の現状と矯正の取り組みについて 大阪矯正管区
(2) 再犯防止推進に向けて 神戸保護観察所
- 7月13日 第2回西宮市再犯防止推進計画策定委員会
(内容)
(1) 西宮市再犯防止推進計画 骨子案について
(2) 市政モニターの概要について
- 9月27日 第3回西宮市再犯防止推進計画策定委員会
(内容)
(1) 西宮市再犯防止推進計画 素案について①
(2) 市政モニターの結果報告について
- 11月28日 第4回西宮市再犯防止推進計画策定委員会
(内容)
(1) 西宮市再犯防止推進計画 素案について②
(2) 今後のスケジュールについて

令和5(2023)年

- 1月 4日～2月 2日 パブリックコメントの実施
- 2月13日 第5回西宮市再犯防止推進計画策定委員会
(内容)
(1) 西宮市再犯防止推進計画 素案について③
(2) パブリックコメントへの回答について
(3) 今後のスケジュールについて

2. 西宮市再犯防止推進計画策定委員会委員

所 属	役 職	名 前
西 宮 市 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	理 事	中 野 慶 子
西 宮 市 保 護 司 会	会 長	岸 本 正
西 宮 市 青 少 年 愛 護 協 議 会	会 員	山 口 真 由 美
西 宮 公 共 職 業 安 定 所	業 務 部 長	関 村 英 喜
神 戸 保 護 觀 察 所	次 長	久 保 和 慎
神 戸 保 護 观 察 所	統 括 保 護 观 察 官	菅 原 美 穗
神 戸 保 護 观 察 所 (尼 崎 駐 在 官 事 務 所)	統 括 保 護 观 察 官	馬 場 崇 之
西 宮 市 市 民 局 人 權 推 進 部	部 長	森 山 育

※オブザーバー…大阪矯正管区更生支援企画課

3. 市政モニター調査の結果（一部抜粋）

再犯防止対策に関する調査結果

西宮市市政モニターの皆様を対象に2022年7月に「再犯防止対策」について調査を実施し、ご意見をお聞きしました。ご回答して頂きましたモニターの皆様には、厚くお礼申し上げます。

■有効回答率：90.1%（有効回答者数 430人）

■有効回答者の構成割合について

男性：51.2%	女性：48.8%	その他：0.0%	
10歳代：1.4%	20歳代：9.5%	30歳代：17.4%	40歳代：23.5%
50歳代：21.9%	60歳代：14.9%	70歳代：9.3%	80歳以上：2.1%

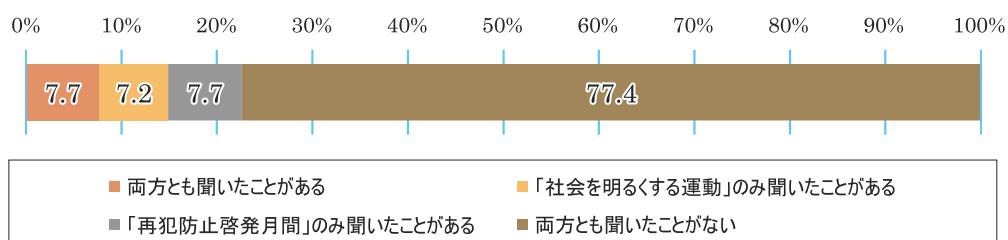
問 再犯防止のためには、『犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である。』という意見について、どう思いますか。



「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が合わせて72.3%となっています。

再犯防止に関する広報について

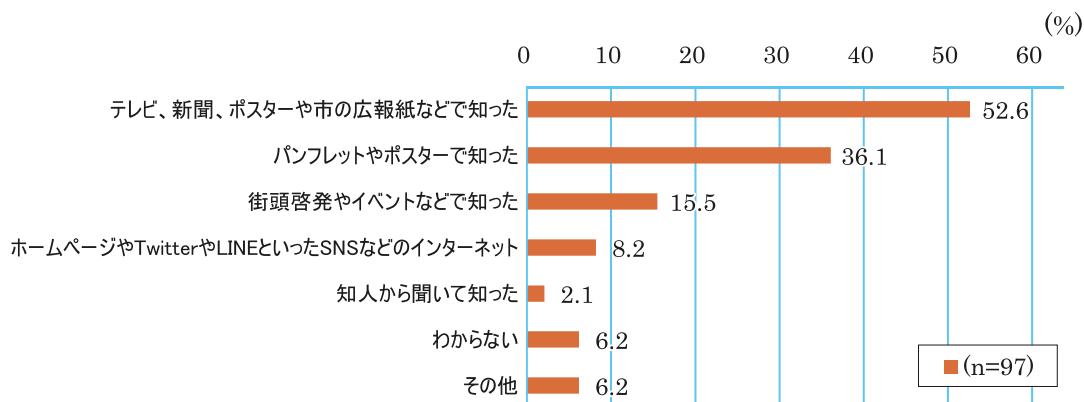
あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。



「社会を明るくする運動」と「再犯防止啓発月間」のいずれか、または両方を聞いたことがある人は合わせて22.6%となっています。

問

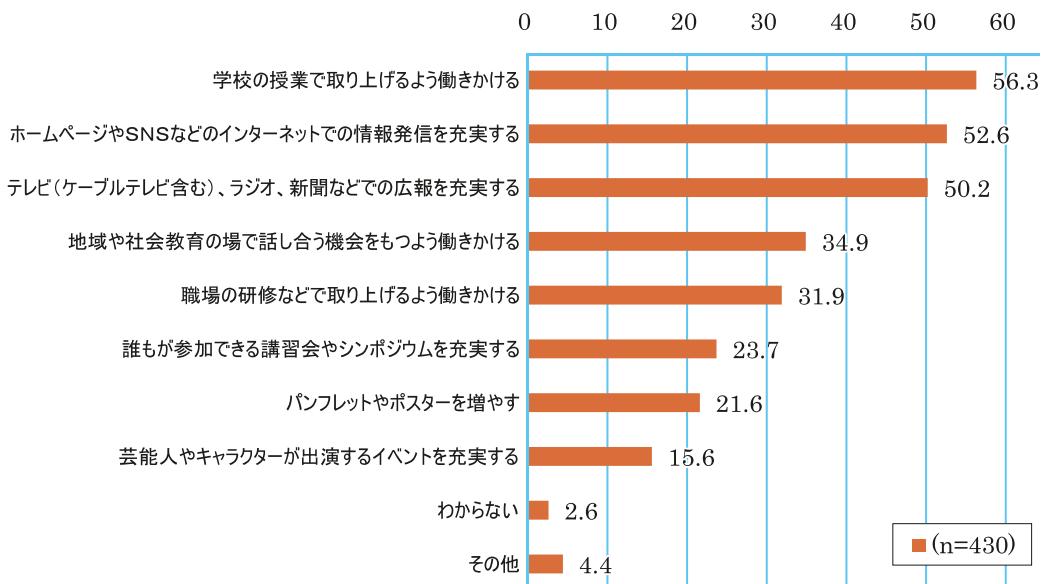
上記の問で「聞いたことがある」と答えた方に伺います。どのようにして知りましたか。(複数選択可)



「社会を明るくする運動」「再犯防止啓発月間」を聞いた手段は、「テレビ、新聞、ポスターや市の広報紙などで知った」が52.6%と最も多く、次いで「パンフレットやポスターで知った」が36.1%となっています。

問

あなたは、再犯防止に関して、広く人々の理解や関心を深めるためには、国や市は何をするべきだと思いますか。(複数選択可)

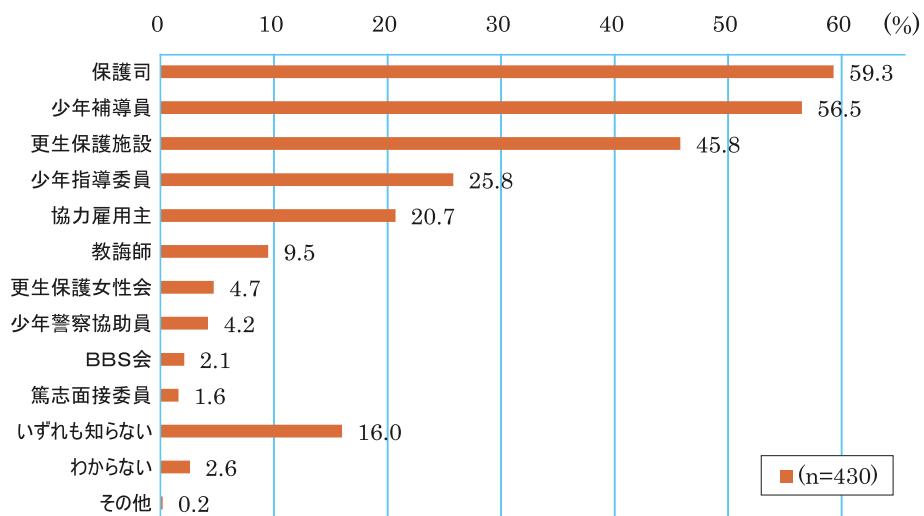


「学校の授業で取り上げるよう働きかける」が56.3%と最も多く、次いで「ホームページやSNSなどのインターネットでの情報発信を充実する」が52.6%、「テレビ、ラジオ、新聞などの広報を充実する」が50.2%などとなっています。

再犯防止に協力する民間協力者について

問

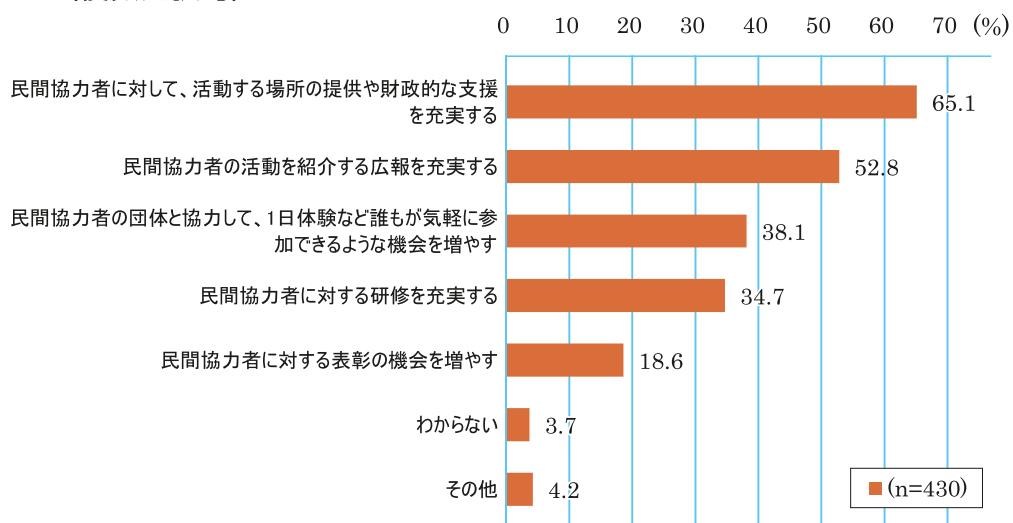
あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。(複数選択可)



民間協力者として知っているものは、「保護司」が59.3%と最も多く、次いで「少年補導員」が56.5%、「更生保護施設」が45.8%、「少年指導委員」が25.8%など、いずれかの民間協力者を知っている人は81.4%となっています。

問

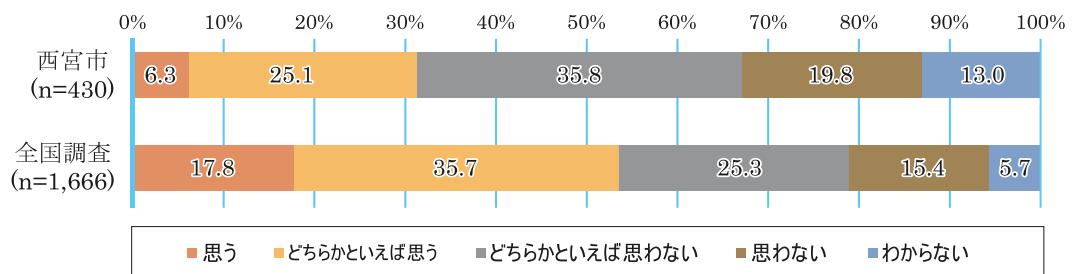
あなたは、民間協力者を増やすためには、市は、何をするべきだと思いますか。(複数選択可)



民間協力者を増やすための取り組みについては、「民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援を充実する」が65.1%と最も多く、次いで「民間協力者の活動を紹介する広報を充実する」が52.8%、「民間協力者の団体と協力して、1日体験など誰もが気軽に参加できるような機会を増やす」が38.1%、「民間協力者に対する研修を充実する」が34.7%などとなっています。

問

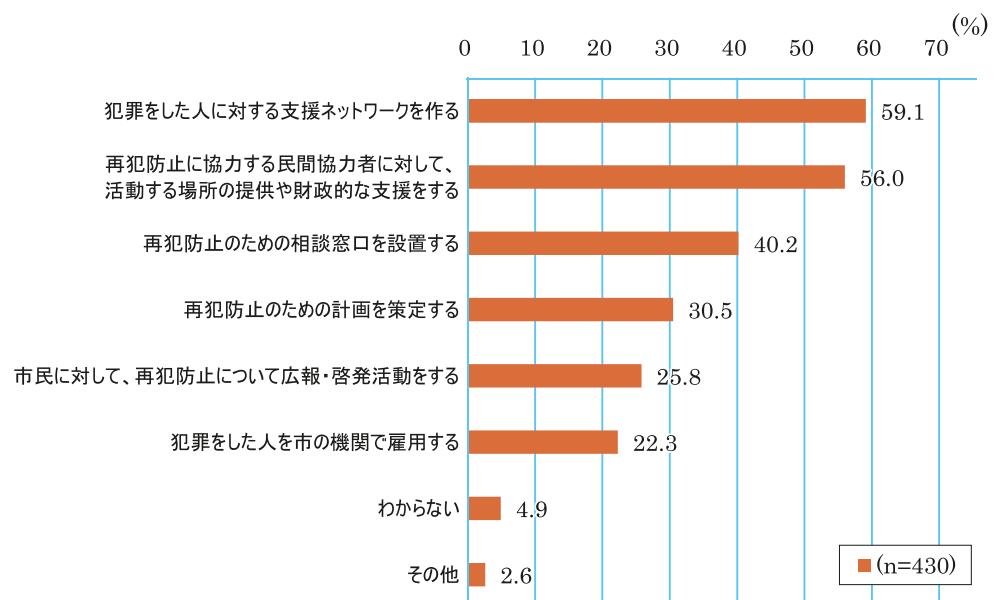
あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



再犯防止の施策について

問

再犯防止のために、市は何をするべきだと思いますか。(複数選択可)



再犯防止のために市が行うべき取り組みについては、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作る」が59.1%、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が56.0%、「再犯防止のための相談窓口を設置する」が40.2%、「再犯防止のための計画を策定する」が30.5%などとなっています。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

また、「複数選択可」と表記された設問は選択肢の構成比（%）の合計が100%を超える場合があります。

4. 再犯の防止等の推進に関する法律（一部抜粋）

(平成28年法律第104号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

- 1 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。
- 2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条

- 1 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力すること

が、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条

- 1 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条

- 1 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条

- 1 国民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。
- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条

- 1 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

5. 用語解説

用語	説明
入口支援 イリグチ シ エン	高齢または障害がある等、福祉的支援が必要である被疑者等が、身柄釈放時等に福祉サービスにつながるよう支援すること。
矯正施設 キョウセイシセツ	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。
矯正就労支援情報センター室 (通称「コレワーク」) キョウセイシユラウシエンジョウホウ シツ	法務省矯正局が、全国の矯正管区に設置した、受刑者等の広域的な就労支援を行う組織。受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理し、受刑者等の雇用を希望する企業の雇用条件に適合する者がいる刑務所・少年院等の情報を、企業側に提供している。
協力雇用主 キヨウリヨクコヨウヌシ	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが不容易でない刑務所出所者等をその事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑務所 ケイムショ	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服すこととなった者を収容する刑事施設。
更生保護施設 コウセイ ホ ゴ シ セツ	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行う。
再犯者 サイハンシア	過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者。
再犯者率 サイハンシャリツ	検挙人員に占める再犯者の割合。
“社会を明るくする運動” シャカイ アカ ウンドウ	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

住宅確保要配慮者 ジュウタクカクホヨウハイリョシャ	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号) 等に定める低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮を要する者ということをいう。
出口支援 デ グチ シ エン	高齢または障害がある等、福祉的支援が必要な出所者等が、福祉サービスにつながるよう支援すること。
認知件数 ニン チ ケンスウ	犯罪について、被害の届け出等により警察が発生を認知した事件の数。
BBS会 ビービーエスカイ	「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。
保護観察 ホ ゴ カンサツ	犯罪をした者または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。
保護観察所 ホ ゴ カンサツショ	法務省の地方出先機関で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導や支援等を行う機関。
保護司 ホ ゴ シ	地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。

西宮市再犯防止推進計画

2023年4月発行

西宮市市民局 人権平和推進課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

TEL 0798-35-3319

FAX 0798-36-1981